

北海道空知総合振興局告示第1051号

公 告

次のとおり公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、協定の相手方とする手続を実施する。

令和4年7月12日

北海道空知総合振興局長 白石 俊哉

1 企画提案を募集する事項

(1) 事業名 令和4年度空知管理区 伐採・造林複合協定型森林整備事業

(2) 事業の目的

利用期を迎え大径化の進む人工林材の付加価値向上と主伐後の再造林を着実に進めていくことを目的とし、地域の木材需要に応じた素材生産、かつ、造林作業等の軽労化や効率化及び計画的な雇用の確保等の取り組みを促進するため、林業事業体との協定に基づき、長期的かつ弾力的に立木販売及び造林等を行う事業(以下「伐採・造林複合協定型森林整備」という。)を実施する。

(3) 対象地域と事業概要

① 対象地域

三笠市幾春別 空知管理区 63林班他 (図面参照)

② 立木販売事業

(単位:ha・m³)

施業区分	樹種	面積	伐採量	備考
主伐	トドマツ	31.92	13,700	
	カラマツ	4.32	1,500	
	計	36.24	15,200	
間伐				
	計			
合計		36.24	15,200	

③ 請負事業

(単位:ha・本)

施業区分	作業種	面積	数量	備考
造林	地拵	37.52		
	植栽	32.97	76,700	
	下刈	324.62		
	計			

④ その他想定される(実施可能な)作業内容

保育:保育伐搬出・根踏み 保護:野ねずみ防除剤地上散布 路網:施業道維持・草刈り

⑤ 事業予定箇所一覧 別記第3号様式のとおり

⑥ 協定期間 協定締結の日から5年間(令和9年3月31日)

(協定による売買契約は令和4年度～8年度、請負契約は令和5年度～8年度)

2 企画提案に参加する者に必要な資格

(1) 北海道内に本店を有し、かつ、空知総合振興局管内に本店や支店、営業所(森林整備協定を締結するために設置する場合を含まない。)を有すること。

(2) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条の要件を満たす中小企業又は中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条の規定に定める事業協同組合であること。

(3) 「競争入札参加資格関係事務取扱要領の制定について」第2の1の(3)に規定する資格の種類で「林産物売払い」及び「造林」の資格(以下「入札参加資格」という。)を有していること。

なお、「造林」に関しては、契約履行可能地域として「空知総合振興局管内」を希望している者で、過去3年間に水産林務部が所管する造林工事において履行実績がある者。

- (4) 「競争入札参加資格指名停止事務処理要領の制定について」(平成4年9月11日付け局総第461号総務部長、土木部長、住宅都市部長、水産部長、林務部長、出納長通達)第2第1項の規定による指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされているものについては、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (6) 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (7) 北海道林業事業体登録実施要綱(平成24年8月27日付け林業木材第651号林業木材課経営育成担当課長通知)第3の規定による資格を有していること。
- (8) 事業協同組合として参加する場合は、構成員と重複していないこと。

3 手続等

(1) 担当部局

名 称 北海道空知総合振興局空知森林室森林整備課 担当:主査(販売)

所 在 地 岩見沢市北2条西12丁目(〒068-0042)

電話番号 0126-22-1156 ファクシミリ 0126-22-1186

(2) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和4年8月2日(火) 必着

イ 提出場所 (1)に同じ

ウ 提出書類 別記第4号様式に定める「参加表明書」

エ 提出方法 持参又は郵送(配達記録、簡易書留、書留のいずれか)により、1部を提出

(3) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和4年9月5日(月) 必着

イ 提出場所 (1)に同じ

ウ 提出書類 別記第5号様式に定める「企画提案書」

エ 提出方法 持参又は郵送(配達記録、簡易書留、書留のいずれか)により、1部を提出

(4) 本事業に関する関係資料の閲覧及び複写貸出し

ア 期間 令和4年9月5日(月)まで

イ 場所 (1)に同じ

(5) 現場説明

現場説明は随時行うので、希望者は(1)の問合せ先まで連絡すること。

4 参加資格の審査及び企画提案書の提出

参加資格の審査を行い、審査の結果を参加表明書提出者全員に通知するとともに、審査に合格した者に対して企画提案書等の提出を要請する。

5 最良の提案をした者の選定方法

道が予め定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書の内容、道有林野産物協定販売実施要領(平成21年3月19日付け道有林第884号)に基づく協定販売の実績評価、道有林野産物長期安定供給販売実施要領(平成29年3月29日付け道有林第1009号)に基づく長期安定供給販売の実績評価及び道発注の造林事業(治山事業(森林整備)を含む)の施工成績結果等を審査し、最良の者(以下「特定者」という。)を選定する。

審査結果は、企画提案者全員に通知するとともに、道のホームページ等により公表する。

6 協定締結と売買契約及び請負契約

特定者を協定締結の相手方に決定したときは、「伐採・造林複合協定型森林整備に関する協定書」(別記第8号様式)に従って協定を締結するとともに、売買契約に関しては、別途、道有林野の産物売払規則等に基づき、請負契約に関しては、別途、道有林野請負事業事務取扱要領等に基づき、それぞれ随意契約を行う。

7 その他

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 企画提案に参加する者に必要な資格を有さない者が提出した企画提案書は、無効とする。
- (3) 詳細は、別添の企画提案説明書による。